

第2章 再生資源回収業者の変遷

2-1 はじめに

この章においては、東京において再生資源回収業が最も発展した足立区・荒川区を例にとり、再生資源回収業を純粋な経済活動として捉え、それがいかに成立し発展していったかを考察する。

再生資源回収業の歴史は古いが、その形態は明治末期から大正初期にかけての時期にある程度の完成したシステムが出来上がったといえよう。それは高度経済成長期を経て昭和40年代になるとドラスティックな変貌を遂げていく。いわば、昭和30年代までのシステムは、大量生産＝消費体制に至る以前の零細・小資本による市場形成が再生資源回収業においては充分有効であり、資源循環システムが実質的に市民生活に根付いてもいた時代の姿でもあったといえよう。そして、そのしくみが都市のなかで定着していく過程は、都市管理の厳しい規制や統制への適応過程でもあり、また激しい景気変動の波のなかでその経済圧力に耐えながら零細・小資本業者が柔軟に対応し、かつ産業技術形成していく過程でもあったといえよう。この章ではその一つの完成形を示すまで、つまり昭和40年代までの再生資源回収業の実態を見ていく。

2-1-2 再生資源回収業の前史と原型

再生資源回収業の成立については、古くは平安時代にさかのぼるとされるが、ここではそれらの資料の概観を再録しながら、大体の原型ができる大正初期までの再生資源業の状況を描いておきたい。

(1) 古紙回収業者

古紙に関して言えば、仁和二年（886年）宇多天皇の時代に、既に再生資源を原料として紙の再生がおこなわれていたことが明らかにされている、資源が少ない日本にとって、限りある資源をできる限り再生し、循環させようとするのは必然であった。しかしこの時代はまだ紙自体が貴族しか使えない高級品、古紙再生が庶民の生活習慣に溶け込むようになっただのは江戸時代のことである（東資協、1999：13）。

江戸時代における浅草紙は、すでに寛文（1661～73年）延宝の頃から浅草周辺で製せられていたらしく、カミスキ町なる名称は享保年間（1684～88年）に早くも見えるが今の田原町に続く辺りが発祥地で、それが漸次今戸、山谷の方面に及んだと言われている。元禄時代（1688～1704年）の作『江戸真砂六十帖』には、日本橋馬喰町において紙販売業を営む紙屋五兵衛が浅草紙と称してくず紙を漉いた下等の塵紙を売り始め、非常に繁昌したとの記録がある（東資協、1999：13）。

江戸時代を通じて浅草、山谷方面はもっとも広く紙漉が行われ、かつ同地から産する紙が特に古紙使用の漉き返し紙、いわゆる浅草紙として価格の低廉によって広く知られてもいた（東資協、1999：13）。

しかし間もなく、徳川吉宗の享保の改革（1716～45 年）とともに、屑物その他の取締りは厳しくなり、享保八年（1723 年）古鉄買に焼印札（鑑札）が渡されている。また更にこの年、質屋、古着屋等の人別帳を提出するよう命令し、組合設置を指示したと記録されている。その対象は質屋、古着屋の他に古着買、小道具屋並びに唐物質屋、古鉄店売並びに古鉄、古道具屋であった。

慶応から明治初年にかけて、江戸は頻頻と大火に見舞われ、全国的には連年の大凶作で、農民の暴動や都市での打ち壊しが相次ぎ、土地を離れた農民や貧民が都市に集中流入し、貧民街（スラム）を形成した。やはり江戸時代の当時から、再生資源のその低廉さ、使用済みのものを扱うその性質上、貧民街に再生資源回収業が成立することが多かったようである（東資協、1999：16）。

明治初期から中期にかけては、建場業に関する記録、文献等はほとんどないが、浅草紙の産地の周辺や、紙屑買いの多くが居住するスラム街の周辺にその多くが営業しており、営業内容は江戸から引き継いだ古道具、古着、古金、紙屑、ボロ等が主力の何でも屋的なものであった。しかしその後、明治末期から大正初期ごろと推測されるが、収拾人からも買出人からも買う兼営のものから、バタ建場（収拾人）と町建場（買出人からの買い入れを主とするもの）にはっきり分かれるようになった。

明治 17 年（1884 年）6 月に開設された上野駅は、貧しい東北の農民たちを都市に流入させる役目を果たし、駅周辺、上野公園不忍池付近、浅草等の繁華街は、おびただしく廃棄される紙屑、ボロ等の一大供給源であり、浅草、下谷には屑買い、屑拾いが定着し、古物商、建場が林立した。これらの屑紙を原料として加工する漉き返し紙の製紙工場と原料問屋は、田原町、今戸橋、三ノ輪付近に進出し、産出した再生品は江戸時代に続いて浅草紙として東京名物の一つに数えられた。

明治後期になると、近代産業は造船、紡績、鉄鋼と急激に発展した。明治 25 年（1892 年）頃には、各種工業の発達とともに再生資源の種類も多くなり、業にたずさわるものも自然と増加し、店舗も浅草の地から隣接地の下谷区入谷町、竜泉寺、万年町方面にまで及んだ。

（2）故繊維業界

江戸時代には、漉き返し紙が大量に消費されるようになり、その原料として古紙は盛んに売買されていた。しかし、同じ屑物でも故繊維（使用済みの衣類や布類《ボロ》、縫製工場から出る裁断屑《くず》）の回収を生業とする人々が現れるのは明治以降のことであった。

故繊維の需要拡大

明治の幕開けとともに始まった日本の産業革命は、「富国強兵」・「殖産興業」をスローガ

ンに技術革新と人海戦術を奨励した。この産業革命をリードしたのは繊維工業であり、日本は国内繊維製品の輸出を積極的に行い、外貨を獲得していった。

ここからは、故繊維業界の形成にいたるまでの、繊維工業における故繊維の需要の発生とその拡大の過程を見ていく。注目すべきは故繊維の最初の需要先であった製紙工場と、繊維業界における毛織物の需要の増加、そして綿紡績技術の発展である。

製紙工業においては、明治政府による諸制度の改革と西欧文化の到来により、紙の需要が官民の間で増加したことで故繊維の需要が発生した。これによって洋紙の大量生産が急務となり、1873（明治 8）年、東京府下・王子村に洋紙工場が設立されると、その原料として主にボロ（くずが使用されたという記述もある）が使用されたのである。

羊毛工業の本格的な発展が見られたのは、1895—1896（明治 27—28）年の日清戦争と、1905—1906（明治 37—38）年の日露戦争によって国内に軍需景気がもたらされた頃であった。そもそも洋装が普及し始めたのは、1871（明治 3）年、陸海軍の制服に洋服が採用されてからで、1872（明治 4）年には巡査の制服、1873（明治 5）年には郵便夫・鉄道員の制服、さらにそれを前後して定められた一般官吏の洋服着用が需要を拡大させた。また、民間でもこの頃から洋装化が普及し始めていた。そして羊毛工業は、日清・日露戦争による軍需景気と、1897（明治 29）年の羊毛の輸入税撤廃、毛製品に対する輸入税の増加、さらに一般における毛織物の需要増加の影響を受け、大躍進を遂げた。その結果、毛織物の原料である故繊維の需要が作り出されたのである。

綿紡績業においては、綿紡績機の技術革新が生産力を強める上で大きな役割を果たしたと言える。1876（明治 8）年、長野県の僧・臥雲辰致が独自に綿紡績機を発明したことにより、従来の手廻し糸紡績車による紡績に比べて生産力が向上した。大量生産が可能となると、国産の綿花を用いた従来の紡績業に限界が生じ、その結果少量ではあったがボロを反毛（元の綿状に戻すこと）し原料として使用するようになった。さらに、1913（大正 2）年、鈴木三次郎等が廻切機（反毛機の原型）を改良し、くずや小破布も原料として使用できるようになり、故繊維の需要はさらに広がっていったのである。

このように、製紙工業、羊毛工業、綿紡績業における故繊維の需要の発生が、故繊維を専門とする回収業者を増加させ、その数は明治初期から徐々に増え始めた。そして、大正時代には需要先がさらに拡大され、その結果として故繊維業界が成立したと言える。拡大された需要とは、第一次世界大戦による毛織物の拡大に加え、大正初期にボロを原料とするウエス（機械拭布）の輸出が開始されたこと、また日露戦争の勝利による青島への中古衣料輸出開始であった。

明治における軍需景気と産業革命が、故繊維を専門として扱う業者を生み出し、故繊維の需要は徐々に拡大され、業界を形成していった。その需要の広がりとは図 2-1-1 の明治時代における故繊維の用途と、図 2-1-2 の大正時代における故繊維の用途からわかるだろう。

2-1-3 再生資源回収の拠点——建場と回収の担い手——

この節では、流通ルートの中でも収拾人・建場にフォーカスを当て、その社会的役割、システム、生活スタイルを軸にその様態を描き出していく。再生資源回収業の中で、建場は資源のターミナルとして非常に重要な役割を果たしていた。また、その一方、商品が全て清潔なものであるとは言えないため、比較的社会的下層の人々（失業者など）がそれに従事する傾向にあり、そういった意味で失業者のプールの役割もあった。この節においては、そういった建場という空間、事業の特殊性を既存の文献（『東京バタヤ社会の研究』など）を引用しながら、その状況の一端を理解していくことを主眼とする。それらのすべてが、適切な分析であるか否かは議論の余地があるが、この領域の文献蓄積が必ずしも多くなく一般に入手し難いという事情から、ここで掲載しておく。

ここでは、建場というシステムが完全に出来上がった昭和 30 年代のものをモデルとして、その社会システムを描写してみる。

（1）業務内容

まず、建場というところが何をする役割であったのかということを、用語も確認しながら見ていきたい。

町の中に捨てられている屑を拾い集める人たちを拾い屋といい、家々を回って買い集める人を買出人という。拾い屋は拾った屑をバタ建場、買い子は買った屑を町建場に持って行く。バタ建場は拾い屋からの買い入れを主とする建場、町建場は買い子からの買い入れを主とする建場である。両者の違いは取引先の違いだけでなく、町建場は公認業者として政府からの恩恵を受けやすく、バタ建場は非公認業者として弾圧を受けやすいという、特徴がある。仕事内容が殆ど同じであるにもかかわらず、政府・周囲からの差別があるので、両者の関係は決してよくない。

建場の仕事内容であるが、建場は拾い屋・買い子より屑やボロ、紙、ヒカリモノなどをおおまかに分類して買い上げる。建場にはおやじ（主人＝経営者）と二、三人に若衆（使用人）がいる。彼等は家族である場合もあり、そうでない場合もある。建場では買った屑をさらに細かく分類する。これは分類が徹底すればする程値が良くなるからである。分け終わった屑のうち紙とボロは約三尺立方の木の枠の中に詰め込み、足で踏んで四角に固め、枠を外して縄をかけておく。これを「角」と呼んでいる。

また、建場は拾い屋・買い子の住居的な役割もある。建場のおやじは四、五世帯から一〇数世帯を収容できる長屋を所有しており、そこに専属の拾い人・買い屋を囲っている。

角がいくつかたまると、問屋にリヤカー、または三輪オートバイ、時にはトラックなどで運んでいく。また鉄屑、ヒカリモノ、瓶、ゴム等もいくらか溜まると運ばれる。これらの運送費は仕切屋が持つ場合が多い。小資本の問屋では分類は細かくせず選分を業とする人の所に持って行く。問屋は紙問屋、鉄屑問屋、ボロ問屋等に分かれ、それぞれ専門に屑を買うところである。これら専門店ではさらに細かく分類して貯めておく。そして半ば顧客になっている再製工場の出先機関に売る。この出先機関は問屋とか納人とか呼ばれ再製

工場と結びついたブローカーであったり直接工場の納品係であったりする。

このようにして、屑は再製工場から再び一般市場に現われ、その一部は再び拾い人・買ひ子が持って行く（以上、東京バタヤ社会の研究：79～80 参照）。

（2）建場の社会的役割

失業者のプール

再生資源回収業はその扱うものがあまり清潔では無い点、始めるのに特に大袈裟な技術は必要ない点、多少の障害があっても業務をこなすことができる点、再生資源が多く集まればその分建場としては儲かるため抱える収拾人はある程度いくらでもいてもいい点で、失業者のプールの役割を果たしていた。実際、昭和初期の経済不況の折には、急増した買出人、収拾人のために建場業界は活況を呈したようである。

また、江戸時代の記述にも、「ゴミの不法投棄に悩んだ奉行所が、享保 19 年（1734 年）“浮芥常浚組合”というグループに堀割のゴミを浚う仕事を無償でやらせ、その代わりにゴミの利権を獲得させた」という「収拾人＝一般的職業」を思わせる記述がある。その一方で、「文政 8 年（1825 年）作『今様職人尽歌合せ』には、紙屑買（買出人）の図があり、遠山佐衛門尉が江戸町奉行時代に無宿者、浮浪者或いは軽微な罪を犯した者に対して、竹箆と竹鋏とを与えて、紙屑拾いを業とすることを許し、一種の職業として彼らを更生させたという巷談もある。」とある。やはり江戸時代より、浮浪者・失業者を更生するための職業、という傾向はあったようである。

昭和 27～30 年の調査「収拾人になった理由」

「失業者のプール」としての建場の役割は、昭和 27 年～30 年にかけて書かれた「収拾人になった理由」の調査を見ても明らかと言えよう。戦前においては、景気も良かった上に再生資源の需要も戦後ほどでは無かったので、精神的な欠陥があったかきわめて怠惰でなければ収拾人にはならないという傾向があったようだ。だが、戦後になるとそれはがらりと様相を変える。

収拾人になる事情について K 大学の理財科を卒業し昭和 4、5 年頃からすでにバタヤに入ったという年の頃 50 歳近い男性はこう語る。

「何といっても失業ですよ。失業者が全体の六割を占めているでしょう。もっとも失業しすぐこの道へ来る人はありません」といってその経過を次のように説明していた。職を失った人は、始め諸諸方々を歩き、適した仕事を探す。しかし、多くが見つかる事ができず、また、あったとしても断られたりする。そこで職安にも行くが、だんだん金が無くなり、食わせてもらえる職を探すようになる。こうなるまでには親兄弟親戚に見捨てられたか“援助を乞うのが嫌だ”（恐らく、お互いに最早助け合えなくなっているのではないだろうか）という事になっている。こうなると、もはや正常な方法で正常な職につく余裕はなくなってくる。行き先は半封建的な労働制度をもつ暗い谷底である“口入屋を訪れ”“たちんぼう”をする、ところがここでも体の丈夫な者、劣悪な条件下でも重労働に耐える者が採用される。体が弱い者、身体の一部に障害のある者、筋肉労働に経験のない者は、そこ

で收拾人、さもなくば乞食や浮浪者しか選択肢が無くなるのである（星野・野中 1973、126～128）。

戦前戦後を通じて、建場の世界に足を踏み入れる最も大きな理由は失業であると考えられる。しかし、戦後は何といても、戦災による住居の喪失が直接的原因であり、それと関連して軍需工場の閉鎖、軍隊の解散などによる失業、インフレーションによる経済生活の混乱が挙げられる。昭和35年に取られた統計でも（図 2-1-3）「前職を辞めた主な理由」は「戦災のため」（24.7%）「事業の不振・失敗」（19.1%）「職業が不安定なもので」（5.6%）「勤務先閉鎖のため」（3.3%）「解雇」（2.2%）と、概ね類似している。無論收拾人を選んだ理由にはネガティブな理由だけではなく「金をためるため」「気が楽だから」「体力に応じた仕事ができるため」といった理由もある。（図 2-1-4）だが、ほとんどは失業により他の選択肢が乞食や浮浪者しか無かったからであり、收拾人は時代に必要な、失業者が最後にいきつく職業だったと言える（磯村・奥田・石川・竹中 1960、13～14）。

再生資源物流のターミナル

建場には古紙、古布、瓶、金属をはじめとし、電球、ゴム屑、アワビの貝殻、グラインダーのかけら、人毛等、ありとあらゆるものが集まり、そこから納入や問屋が商売品を抜き取っていく、言わば物流ターミナル的役割を果たしていた。特に足立区本木町においては、建場街のある一角には家内工業（内職）の形をとり、紙漉、草履、雑布の企業が隣接し、一つの地域社会を形成していた（星野・野中 1973、87）。

（3）建場での生活

施設

建場は一つの企業である。小さな「資本家」である。

建場は20坪前後の広場をもっている。ここは收拾人達が拾ってきた屑を買い上げるために大まかに分類する場所である。そこには農村にある草刈籠（背負籠）のようなものから底の浅いざるのようなものまで、大小の籠が備え付けられてある。ここで收拾人が分類をよくすれば高く買ってもらえるが、いいかげんでは混みとして安く買われる。真面目な人や金を貯めて商売を始めようと思っている人たちはよく分類するが、多くはそうではない。この広場の一角に倉庫と呼ぶにはお粗末過ぎる小屋が建っている。これは屑をためておいたり、また、角をつくったりする場所である。この入り口には大きな台秤が置いてある。

この広場と小屋とを囲んで塀がめぐらされている。この囲みの中を普通広い意味で建場と呼んでおり、バタヤ経済の中心になるところである。戦前建場は14坪以上、トタン塀で囲み、仕切小屋もトタン屋根をふき、床は一尺五寸の高さに煉瓦を積み上げセメントで固め、入口には高さ二尺三寸のトタンでくるんだネズミガエシをつけて置くことが規定されていたが戦後はほとんど守られていない。仕切場の構内、またはそれと隣接して経営者—建場のおやじ—の家がある。

建場で最も大切な仕事—屑を仕切る仕事、目方を計る—は主におやじの仕事である。そ

の他選分、角作りには家族一主に細君か長男一が手伝うこともあり、給料を支払って二、三人の使用人を雇っている所もある（星野・野中 1973、88～89）。

車

車、大八車に箱を乗せたバタヤの車——収拾人の最も重要な生産手段である——はおやじの所有である。街で出会う収拾人の車には建場のそれであることを示す屋号住所氏名が記入されているのを見ることができる。これの借用料は一日十円から十五円である。この中には、原価償却費、修理代及び部屋代が入っている。もちろんごく少数であるが、収拾人が自分で車屋から中古品を買って使っている場合もある。この場合償却は半年を必要とし、修理代は自分持ちになる。また、車の中古品は 1,500 円、新品は 5,000 だったという。（いずれも 28 年の価格）（星野・野中 1973、89 参照）。

宿舎

建場のおやじはまた、収拾人の宿舎を持っている。これは四、五世帯から十数世帯を収容できる長屋で、部屋と呼ばれている。部屋の基本的な形は図 2-1-5 を参照してほしい。広さ二坪、人の寝起きするのはそのうち三畳分で、破れた真っ黒なゴザが敷かれてあり、まれに凹凸した座り心地の悪い畳がある所もある。家具はほとんどなく、タンス、戸棚、鏡台などがあることもあるが、多くはふとんが隅に丸めてあるきりだ。残り半坪が土間になっていてここで炊事をする。といっても鍋の一つか二つが置いてあるだけで、コンロや水を汲むバケツがあったり無かったりである。この土間が部屋の玄関であり勝手口であり台所である。

そしてこの入り口は大人がやっと通れる位の高さである。土間の上に中吊りの三尺四方の押入がついた部屋もある。夜具や衣類その他を入れられるようになっている。天井がないのが普通で梁がむき出しになっており、衣類が掛けてあったり、干してあったりする。隣室との境は壁は無く隙間があるので、紙を張っているが、話し声は勿論、物音も殆ど聞こえてしまう。この境の板壁の上に、二室で一つの割で薄暗い室灯がともされている。もっとも希望によって電灯代さえ払えば一室一灯を付けてもらえる。入り口の反対側に縦に三尺横四尺位の窓が一つあるが、やっと明るくなる位で、ひどい所は昼も電灯をつけている。畳数と電灯については（図 2-1-6、図 2-1-7）の如くである。

部屋は人を収容するためにつくられてあるのではあるが決して入って来る人達の条件を考えてはいない。というのは七、八人という大人数の家族が三畳一間に住んでいることもあるし、また赤の他人の独身者が建場の都合によって二人も三人も同居していることもある。

もっとも金を貯めたり、板切れを拾ってきて半坪ぐらい付け足し、部屋を四畳にしているものもある。また戦時中、収拾人が少なくなった頃、大所帯の人達が壁を抜いて六畳一間にした所もある。逆に四畳の部屋をつくり半分にして二畳（これは建築法、火災防護法に違反するという）として独身者を住まわせたこともあった。こんなわけだから不思議な

ことにどんな時でも部屋は“空”いている。またおやじは権威を持って空けることができる。たとえば、自分が一日の仕事を終えて部屋に帰ってみたら知らない新人が住んでいた、ということもあるそうだ。

この部屋が四～五部屋、時には十幾部屋が連なって一つの長屋を構成する。さらにこの長屋が小さな建場でも三つ四つ、大きな所では十幾棟かを持っている。長屋は軒が低く、各棟が軒をくっつけるようにして並んでおり、間は一間とは離れていない。日光が部屋の中に差し込むことは少ない。建場はまた、部屋の住人に蒲団やかや（ここでは贅沢品）を貸す。收拾人の調度は、タンス、鏡台、火鉢などである（星野・野中 1973、89～93）。

收拾人の労働スタイル

收拾人にとって、一番大事なのは何がどこから出てくるのかきちんと把握しておくことである。何が出てくるのか、屑鉄がでるのか、綿屑が出るのか、キリコか、あるいは新聞屑か、ボール紙か、包装紙か、大ボロか、小ボロか、そしてそれらはどんな形で出てくるか、それをつかまねばならない。地域によっても出るものが違うのである。さらに、何時頃行けば効果的か、たとえばある工場の掃除の時間は何時か、またある事務所の掃きだす時間は何時かなどと、ゴミの出る時間も知り、その直後に行くことが望ましいわけである。これらの事をよく知った上で回る順序、拾い方、その速さなどが決まってくる。なお、都の清掃課の車が何時に巡回してくるかを知っていたほうがよい。この他、その日の天気の場合や、あまり無理をすれば続かない労働であるから自分の体力の限界も考慮しなければならない。これらの事柄にまして大切なのは、現在何が最も値が良いものになっているかを知っていることであり、ちょうど、建場が絶えず景気の変動に留意せねばならないのと同じであり、将来の予測までは必要としないが、現実には今はどうであるかと十分知ってなくてはならない。分かりきった理屈だが金物の景気のよい時は工場地帯となるわけだ。このようにして職場は決められている。最近では屑の出も悪くなっているし、競争相手も多くなっており、その上、屑の値が下がってきているから大量に集めなくてはならなくなっている。それだからただ拾っているだけでは駄目で、上手なものは得意先をつかんでいる。すなわち会社や工場に直接渡りをつけ毎日の屑を自分にだけ払い下げてもらうようにしたり、大掃除を手伝ってその礼として屑を全部もらう方法をとっている者が多くなっている。

こんなわけで一つの職場を開拓するには、そこからより多くを拾うためには、相当な努力を必要とするわけで、時には分布図や同業組合の名簿など——これらは彼等が拾っているうちに出て来るものだが——を見て研究することも必要になって来るという。なお、收拾人の一人のよれば、毎晩数人が集まって懇談して作戦を練っているグループもあるそうである。勿論、全ての收拾人がこれらの条件について考えているのではなく、ある人はこのうち幾つかの条件について考えるだろうし、また、いくらかは全部の条件を考えるかもしれない。ところでやっと開拓した職場に競争者が現れた場合はどうなるか。この時は別に縄張りがあるわけではなく、自分の考えに基づいて開いた職場は自分しか知らないのだ

から、やり方、回り方などを全部変えて新しい相手に「ここはダメだ、誰かいる」と思わせなければならない。さもないと失敗し奪われてしまう。奪われるといっても結果的にそうになっていくのだから、そこでことさらに喧嘩が行われることもないようである。一度職場が決まると彼等の収入は固定し、生活も安定してくるのだからそこには窃盗などの事故はなくなる。盗みをするとは決して収拾人にはプラスにならず、二度とその場に顔を出すことが出来なくなり、職場を放棄し生活を不安定なものとしていくマイナスの面が多くなる。

次に朝早く出かけることであるが、普通どこの会社官庁でも掃除は夕方仕事が終わってからだし、そうでなくとも朝始業前にはする。それを競争相手がいつ現れるのかわからないのだが、誰も行かないうちにといって真夜中に拾うのは怖いし、パトロール巡査に疑われるし、第一身が持たないから明け方に拾う事になる。しかも、朝はとてつもない拾い物にぶつかる事がある。それは、前夜の酔客が落とした時計や現金、万年筆、カバンなどだ。これが彼らの早起きの一番の余得でもあるが、言わば行きずりの幸運である（以上、星野・野中 1973、98～100 から引用・抜粋）。

収拾人が拾う場所

これらの職場は具体的にはどの辺なのだろうか。これは秘密になっている。彼らが口にするのは嘘か、本当かはわからない。本当である場合でも大まかな事しかいっていない。次に挙げる 2-1-8 は赤堀氏、2-1-9 は中村氏の調査によるものだ。見るとまず多いのは、日本橋を中心とした中央の地域で官庁街、問屋、商店からの紙屑類、その間にある中小企業の工場、印刷製本や機会工業などからの紙屑、ヒカリモノなどを対象としており、ついで千住、向島、三河島、上野、浅草、日暮里などのいわばごく近い所の中小企業の工場や問屋街のヒカリもの、紙を中心としたところ、さらに赤羽、王子、十条といった北部の工業地域のヒカリものなどがある。南部は少なくなっている。しかし、この調査からだけでも、遠く千葉、船橋、中野、成増、浦和、粕壁方面まで彼等の行動範囲が広がっているのがわかり、注目すべきである。

ところで中央地域、北部などに出かけた場合は、片道三里位であるから、夕方五時の建場の仕切締切り時間に間に合うように、昼過ぎにはもう仕事を終えて帰り道につく。一日の仕事を一日のうちに終えてホッとするのだが、南部地区をはじめ、それより遠い所では日帰りでは歩く時間だけで仕事にならず、出かけた先で泊まることになる。これを、「青カン」と呼んでいる。青カンの場所は橋のタモトとか神社の境内だとか、はっきりしない。特に一定している事もないようである。ただ実際に寝るのは一般に車の中らしく、冬なら紙屑に埋まって、夏なら屑を全部外に出して、自分はその中に入る。勿論、材木やその他、適当な寝台が道端に提供されていればそこで眠る。

食事はどうするかというと、中には出かける時に米やソバを買い物籠、空缶、ざるに入れて車の下にぶら下げたり、風呂敷に包んでしばり付けていく。泊まろうとする付近でかまどを作り、拾った紙と板切れで飯をつくり、やはり拾った野菜や魚で副食をつくる者もいるが、多くは、その日拾ったもののうちで特に高く売れそうなものを都内の建場や鋼鉄

商人に持って行き、金に換え、食堂で米飯やうどんを食べ、酒を一杯ひっかけて済ませる。都内の建場はまた建場で、紙などのかさばるものより少量でも高く売れるものが多く集まる事を望んでいるから、割合高い値で喜んで買ってくれる。またどんな筋合いのものでも、自分の部屋の人間でないから後のたたりはそう心配せずにいられるわけである。というのは、仕切った品物が盗品だったような場合は、売ったのはこの部屋のものではありませんといえ警察の問題にはならないからだ。こんなわけで夜を過ごす青カンを二日、三日と続けることがある。しかしこの青カンは、彼らのおやじにとっては余り歓迎したことではない。というのは、拾い物のうち値の良いものが途中でバラされて食事に化けてしまうから、おやじの所のは荷の動かないものばかりが持ち込まれ、もうけが少なくなるからである（星野・野中 1973、100～104）。

労働時間・労働日数

それでは彼らの労働時間は、どのくらいになるのだろうか。これをはっきりいうことは不可能だし、また、はっきりいうことは無意味かもしれない。つまり出勤時刻も帰宅時刻も人によって、またその人自身もその日その日によって違うからである。違うことが彼等の労働の状態をルンペンプロレタリアとして特色づけているのである。だからたとえば、朝三時に出かけたが途中で雨が降ってきたので引き返したとか、あまり暑いので木陰で寝ていて、夕方涼しくなってから拾ったりしたため帰りが暗くなったとか、機能は朝三時に出かけて昼間帰りそれから建場で選別して夕方五時の仕切に間に合わせたば、たまたま掘出物があって金が沢山入ったので、今日は食事に困らないから、午前中寝て、昼頃ただなんとなく気が晴れないので車を引いて二、三時間近くを拾ってみたとか、四日間青カンが続けたので、後の三日はゴロゴロ寝ていたという具合である。だがしかし、敢えて平均なるものを出してみれば朝二・三時に起き、その日の昼頃帰るという日帰り組が普通の場合だから、一日十時間で、その半分を通勤時間に、残り五時間が実際に拾っている時間だと見当をつけることができよう。

では、月に何日位働きに出かけるのだろうか。働く日数は約二十日前後と推察される。建場は雨の降らない限り毎日拾いに出かけることを望んでいる。それは青カンの個所で説明した理由による。また、部屋でゴロゴロされていては、資本が全然回転せずもうからないからである。だが、毎日出てくれば目方をゴマかす回数も増えるというものだ。だから二、三日まとめるより日帰りを歓迎している。逆に言えば、収拾人には泊まり歩いた方が得なわけだ。しかし青カンは超重労働であり、これを続けていては体はもたない。事実、本木町では収拾人全体の九割以上が日帰りしている（星野・野中 1973、104～105）。

拾う量と額

このように働いてきていったいどの位拾ってくるができるのか。そしてそれはどの位の値になるのだろうか。車に一杯積むと五、六十貫になるという。このうちの大部分は紙である。ある建場は「紙七十貫、ガラス三貫、ボロ五貫を拾ってきたのが最高でした」

と語っていた。しかし、それだけの量にするには三、四日、下手をすると五日の青カンをしなくてはならず、額は 1,000 円以上になるが、その後二、三日休息せねば体がもたない。また、一方炭俵一杯の屑は二十円、バナナ籠では八十円にしかない。一般に車を引いての場合は、一日平均 200 円から 300 円、月 4,000 円から 6,000 円といったところである。

しかし、これも先ほどの労働時間と同じようにだいたいの数字であり、個々の人々について毎日正確に決まっているわけではない。最低 3,500 円～4,000 円から最高 12,000 円～15,000 円に及ぶ。これは、飯が喰えなくなるまで働きに出かけない人達がいる一方、いくらか貯めて一旗あげたいという人達がいるためであろう。(図 2-1-10 参照)

逆にこの事は、ここではたった 3,000 円でも、独身なら生存することだけはなんとかするということの証明でもある。金を残しているものがあれば、盗みをしたのではないかと妬まれ誤解されることがある。

戦前月収との比較

收拾人の月収が 4,000 円～6,000 円であるとすれば、戦前はどうかだろうか。図 2-1-11 を見ていただきたい。このとき、最低は 3 円、最高は 50 円であった。なお家族持ちは平均 20～25 円で、七～八割の者が一ヶ月 21～24 日稼動し、日収 83～95 銭を得ている。これらの数字を今の物価指数で表すと月収は平均 6,000～7,500 円であったことがわかる。わずかにこれだけの資料から、戦前、戦後の「生活」を比較するのは無理であろうけれども、少なくとも戦後のバタヤの生活が戦前と比べてよくなっているとは思えず、収入面から見てもかなり悪化しているのではないかという想像はつくであろう。

2-2-2 流通ルートの解説

この節では、完成された再生資源回収業のシステムと、その利潤を生み出す構造を分析する。再生資源回収業の流通ルートはこの節で詳述するが、主に建場に集められた再生資源が品目別に各業者の手を経て再生資源業者に送られるというルートをたどっていた。言わば建場は、物品のターミナル的役割を果たしており、全ての再生資源一紙、布から人毛、アワビの貝殻に至るまで一は建場に集められていた。

再生資源回収業の歴史を紐解くと、明治の中頃から大正時代にかけて再生資源の再生産需要が高まったことで、再生資源回収業界は発展を遂げている。軍需景気の拡大、資本主義社会の発展に伴うゴミの発生量、並びに回収業者の増加によって、業界の専門化が進んだ。

この節では、章末に掲げる業界年史や聞き書きなどの既存の文献を主として手がかりにしながら、専門化した業界が完成・発展した昭和 30 年代のシステムをモデルとし、それを分析していくものとする。

(1) 古紙

収拾人～再製工場までの道筋

まず、次項にてより深く触れるが収拾人・買出人・建場の業務内容について触れておこう。街の中に捨てられている屑を拾い集める人たちを収拾人と言い、家々から買い集める人たちを買出人と言う。収集人は拾った屑を建場と呼ばれるところに持ってゆく。建場では収集人から屑やボロ、紙、ヒカリモノなどおおまかに分類して買い上げる。

建場にはおやじ（主人＝経営者）と二、三人の若衆（使用人）がいる。彼らは家族である場合もあり、また雇われている場合もある。建場は買った屑をさらに細かく分ける。これは分類が徹底すればするほど値が良くなるからである。そして、一定量がたまると問屋に運んでいく。小資本の問屋では分類を細かくせず、選分を業とする人の所に持っていく。

問屋は紙問屋、ボロ問屋等に分かれ、それぞれ専門に屑を買うところである。これら専門店ではさらに細かく分類して貯めておく。そして半ば顧客になっている再製工場の出先機関に売る。この出先機関は問屋とか納人とか呼ばれ再製工場と結びついたブローカーであったり直接工場の納品係であったりする。以上のような関係を図示すると、[図 2-2-12](#) ようになる。こうして屑は再製工場から再び一般市場に現れ、その一部は再び収拾人に拾われる。

収拾人～建場における利益構造

収拾人・建場の零細性についてもう少し詳しく考えてみよう。建場が問屋に屑を売る場合、その数量に一定以上という口約束がある。まず紙なら「角」になっていなくてはならない。鉄はトン単位で売買される。だから資本の少ない建場では収拾人・買出人から買い上げた屑を細分して、さまざまな角を作っていると、取引される単位の数量にまとまるまでに手持の資金がなくなり、収拾人から屑を買い上げることができなくなる。

このため問屋との間に選分を仕事とする企業が生まれてくる。屑は細かく分ければ分ける程再製した場合の出来が良くなるから、値も良くなり、逆に大まかな分類では安くしか売れない。だから建場が選分業者に渡す時は、はるかに安く買い叩かれる。これとは別に問屋と建場の間にはブローカーがいて、建場から取引単位に達しない少しの量でも買い上げる。ブローカーはそれだけでなく、取引の斡旋もしている。とくに終戦直後には建場が小資本でもできることから濫立したが、その後その数は少なくなっている。選分業者とブローカーとは時には兼営のものもある。

ところで資本を沢山持っている仕切屋は資本の回転をゆっくりできるから、選分もまた徹底して行うことができる。選分が良く行われれば問屋の買い上げ値も良くなるから、建場としての利潤は大きくなる。その結果さらに収拾人から買い上げる値も良くなるから、屑の集まる速度も速くなり量も多くなる。このようにして益々大きくなっていった建場は選分業を兼ねることがあり、小建場から屑を集めて自己のものと合わせて問屋に持っていくという形をとる。このようにしてある程度小建場の建場への隷属化が見られる。しかし建場自身もそれほど巨大な資本を持っているわけではなく、再製工場の経営合理化や、景気の変動の直接の影響を受ける。問屋の買い上げ値段や量に絶えず注意していなければな

らないのは大資本小資本とも同じである。不況の時再製会社が屑を買わないことがある。これを「買止め」と呼んでいる。戦前このためつぶれた建場、問屋があった。もっとも買止めが一月以上にわたることは、これまでなかった。それでもつぶれてしまうのだから、この経済は底が浅い。だから大小を問わず建場は絶えず「朝鮮戦争は終わりそうだから收拾人からの鉄の買入値を下げなければ……」「紙が上がりそうだから紙の値段を少し上げてやろう」などと考えていなければならない。こうした思惑はどの商売でもあることだが、それがあまりにも再製会社や問屋に隷属化し、ほとんど自主性を維持できず、自らの経済的な見通しを立てられない状態にある。

この事は問屋が建場に対して資本の貸付けを行っている事でも明らかである。たとえば收拾人からの買入金に欠乏した建場は、しばしば取引関係のある問屋から融資を受ける。それは前渡金の形をとるのだが、この結果は他の多くの場合と同様に、問屋にしばりつけられ、拘束されることになり、安く買い叩かれる。このためつぶれた建場もあった。だから、問屋は建場、建場は收拾人・買出人から、というふうに相当な搾取をやり、もうけを考えねばならぬことになる。実際には、收拾人自体が失業者のプールのような存在だし、相対的過剰人口は資本主義社会につきものであるから、この建場の儲けの維持は可能である。こうして、大資本小資本の建場はその地位命脈を保ち続けることが可能となる。

以上のように大小資本の若干の差はあるにしても、問屋の買付けの屑の単位の量と建場の資本の回転数との関係の中で、建場は問屋に隷属した形で存在して、收拾人は安全弁のような形になっている。

紙の利益構造

紙についてであるが、紙といっても非常に多くの種類に分けられる。本木町の建場が取引している紙問屋は40件近くある。この問屋に種類別にして集められた紙屑は、一つは日清製紙（千住）日本紙器（葛飾）高崎製紙（北千住＝ボール紙専門）静岡製紙（上質紙）大昭和製紙等その他大会社に納入の手を経て送られる。納入は大会社とタイアップし、選別した屑ストックを注文の会社に適宜納める仕事をしている。これら大会社に渡る屑の三割が静岡方面へ、残りが日清製紙などでとかわれているという。大会社はパルプの値が下がれば紙屑の混合率を減少することがあるから納入も楽ではない。だが本木町に集められる紙屑の多くは――それは全体の七割に達すると言われるが――本木町外縁に梅田町を中心として広がっている手漉業者へ原料の一部として送られる。この手漉業者は浅草紙に類似したものを作っているが、現在は唐紙が多いと言う。また以前、新聞の屑は青森ヘリング袋用として送っていたがきわめて少量であった。（なお現在リング袋は建場を経てるものは一つもない）

古紙産業の特性

古紙産業とは、他の再製資源業と比較してどのような特性を持つのだろうか？

① 歴史が古い

故繊維産業と同じく、古紙産業は江戸時代に起原をもつ。他の再製資源と比較してみても

も、空瓶再製、鉄屑再製が本格化したのが明治半ばである。その意味で古紙再製業はリサイクル産業の最もネイティブな原型と言える。それゆえ、典型的な上位下達産業—精製工場の都合によって以下の建場や問屋が翻弄される、問屋以下にとっては不安定な産業であった。

② 再製の保存のし易さ

紙は軽く、濡らしさえしなければ塊に(角)して長期間保存しておくことも可能である。ただ、やはり濡らしてしまうと全くもって使えなくなってしまうので、広く、かつ屋根のついたヤードが必要となる。

③ 加工の容易さ

古紙は江戸時代から農家の副業として江戸紙漉の原料として一定の需要があり、その意味で安定した職業ではあった。また、初期は和紙紙漉における需要がメインであったが、洋紙を木材パルプ・古紙を使って製造する技術が取り入れられるにつけ、古紙の需要は上がり、値段も上がるようになった。

(2) 故繊維

故繊維の流通ルート

故繊維の用途は明治から大正にかけて多様化し、その結果流通ルートは複雑化していった。図 2-2-13 では明治時代における故繊維の用途を見て、それぞれの需要先を把握することができる。これを図 2-2-14 の大正時代におけるそれと比較すると、毛織物、ならびに反毛原料としての需要が伸び、市場が拡大されていった様子が伺える。さらに、明治後期に起きた日清・日露戦争をきっかけに軍需工業が発展し、新しい需要先としてウエス、反毛、そして海外への中古衣料輸出へ出口が開かれたことがわかる。

図 2-2-14 を見ると、故繊維が回収されさまざまな業者を経て、最終的な需要先に流れていく様子が伺える。ここでそのさまざまな業種の業務内容について説明したい。故繊維は「ボロ」と「くず」で流通ルートが異なり、「ボロ」はウエス（工場で使う油拭布）や反毛原料として再生され、また中古衣料としても海外へ輸出される。「くず」は製紙原料や反毛原料として再生されていた。まず、ボロの流通ルートを見てみると、拾集人・買出人によって集められたボロは建場に集められた。建場は、古紙・ボロ・金属と雑多に集まるターミナル的存在である。したがって、次の業者に流す際には古紙・ボロ・金属と大まかに分けなければならない。建場で古紙や金属と分けられたボロは、選別業者に売られる。選別業者は、ボロを色、大きさ、素材別に分ける。分けられた布は、ボロ問屋へと売られていく。ボロ問屋は買ったボロを、ウエス加工業者、反毛業者、海外中古衣料の輸出を請け負う商社などに売る。例外として、ボロ問屋は仕入れたボロをウエス加工業者に外注し、再び手元に戻ってきたボロをウエスの需要先である工場などに売ることもあると考えられる。

次に「くず」の流通ルートを説明する。くずを集めるのは拾集人・買出人ではなく、裁落業者と呼ばれる人たちである。裁落業者は、くずの発生元である紡績工場、織布工場、

縫製工場などからくずを仕入れ、くず問屋に売る。くず問屋は、それらを製紙工場や反毛工場に卸す。これらの流通ルートは、多様な需要先が確保され故繊維業界が形成された、大正時代に完成されたと予測できるだろう。

故繊維の特性

前述のとおり故繊維を専門としていた回収業者の出現は明治以降であった。回収された故繊維の種類は、大正時代に入ると需要先の増加にともない多様化していった。

図 2-1-1 は明治時代における故繊維の種類と用途を表したものである。当時のボロの種類には、木綿ボロと古綿があることがわかる。さらに、図 2-1-2 で大正時代における故繊維の種類と用途を見てみると、木綿ボロ、麻ボロ、毛織ボロ、絹ボロ、化学繊維ボロ、古綿、糸屑とあり、故繊維の需要先が多様化している様子がわかる。家庭から回収されたこれらのボロは、選別業者によって色、素材、大きさ別に分けられる。故繊維の用途は多種多様であるため、収益の決定条件は需要者が握っており、この選別作業は重要な要素である。次に、図 2-2-14 で工場から回収されるくずの種類を見てみる。木綿裁断屑、メリヤス裁断屑、化学繊維裁断屑、毛糸・メリヤス裁断屑、輸入毛糸・メリヤス裁断屑、ラシヤ・セル裁断屑、輸入ラシヤ・セル裁断屑、糸屑があるとわかる。このように、大正時代に入ってから故繊維の種類は多様化し需要は確立され、業者の数も増えたことで、故繊維業界は形成されていった。

(3) 金属

金属の利益構造

次に金属である。一級、二級、級外、ナラシなどの区別があるが、多くは混みにして、ドラム缶、金属等の類と鋳物の類、その他の鉄屑の三種位に分けて問屋に送られ、ここからこれは江東の本所深川砂町附近の日本鋼管、川崎重工などの大製鉄所の集荷場へ、集荷場の従業員（買出人とも呼ばれている）の手によって送られる。以前は問屋からヒカリモノ屋と呼ばれる鋼鉄商（旧市内に多い）に売られ、そこから集荷場従業員の手に渡って送られていたが、現在はほとんどない。また、集荷場従業員が直接建場に来る事もあり、收拾人が直接鋼鉄商へ売りに行く場合もある。銅、砲金、真鍮、アルミニウム、鉛、バッテリー屑、亜鉛、ブリキ缶などは紙の場合と同じ性質の納入（二件ある）の手によって日暮里、本所方面の工場へ送られている。

金属の特性

① 保存が容易

古布・古紙は湿気を含むと商品としての価値が非常に低くなってしまいが、鉄ならば雨に濡れても商品として成り立つ。また、古紙・古布と違い、少量でも価値が高いため、比較的狭いヤード・また、屋根が無いヤードでも商いができる点はやはり良い。ただ、音を立てがちなので、住宅街の近辺にはヤードを立てられないという欠点がある。

② 分類の簡便性

古紙・古布であると、十数種類分類する項目があるが、金属ならばドラム缶、針金・鋳

物の類、その他の鉄類の三つで良い。このため、古紙・古布であると選分業者など仲介業者が入りがちなところを、建場→問屋→再製業者というシンプルな流れになっている。また、建場に直接再製業者のバイヤーが来たり、收拾人が直接再製業者が直接売りに来たりすることがある点も、金属の特性と言えよう。

2-3 景気変動と規制による影響

この節では、景気変動がいかに再生資源回収業界の市場を揺さぶり、業界を激しい生存競争にさらしていったかについて考察する。また、官憲による規則が業界に与えた影響、および社会における業界の社会的位置づけについても記述する。

明治より資本主義経済への一步を踏み出した日本は、「富国強兵」・「殖産興業」をモットーに、幾度となく戦争を繰り返す中その生産力を強めていった。このような状況をもとに、再生資源回収業は市場経済の波に乗り、盛衰を繰り返しながらも再生産需要に支えられ、飛躍的な発展を遂げた。しかしながら、社会における再生資源回収業界は、常に政府から抑圧をされる対象であったことに変わりはない。「景気変動」と「官憲による規制」という業界の生死を左右する二つの要因に注目し、江戸時代から昭和 30 年代にかけての再生資源回収業界の変遷を追っていく。

2-3-1 景気変動

(1) 江戸時代

前述のとおり江戸時代に入り、都市において漉返し紙の需要が増加した。資料によると、特に南足立郡・千住村では紙漉きが盛んに行われており、享保の頃（1716—1736）問屋組合をつくってからさらに生産が伸びている。また、浅草の田原町一体、東本願寺東門前通りなどでも漉返しが行われ、もとは農民の余業であった漉返し業が本業となっていった。その地域は紙漉町の名で知られ、貞享年間（1684—1688）の江戸絵図などにもその町名が記されていることから、江戸初期には漉返し紙が漉かれていたと推測される。（王子製紙 1973：60）。

(2) 明治時代

明治の幕開けとともに日本は近代国家の道を歩みだし、「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」が推進され、国内産業の強化、諸制度の改革、西欧文化の導入が積極的に行われた。資源に乏しい日本は原料を海外に依存せざるをえなかったが、再生資源を利用したことで国内生産が可能となった。

明治後期、日本は日清戦争（1894）、日露戦争（1904）と二つの対外戦争を経験し、これが国内に軍需景気をもたらすきっかけとなった。特に羊毛工業は、軍需拡大にともない軍用絨の需要が高まったこと、関税改正による羊毛輸入税の撤廃、毛織物の輸入税の引き上げ、民間の洋装化にともなう毛織物の流行などにより大発展を遂げた。さらに、この羊毛

工業の興隆がその原料たる裁落屑の需要の増加を促し、ボロ専門業者が誕生するに至った。そして、故繊維業界の形態らしきものが形成されたのである。

軍需景気による毛織物の再生産需要の増加が再生資源回収業、特に故繊維業界の飛躍へと導いた。そして、大正時代に入ると再生資源の需要はさらに拡大していく。

(3) 大正時代

明治末期から大正初期にかけて、日本は日清・日露戦争の軍需撃退により、一時的な不況に見舞われるものの、1914（大正 3）年に勃発した第一次世界大戦を契機に、再び活気を取り戻した。戦争による軍需品の輸出が盛んとなり、それらの製造過程において原料である再生資源の需要はさらに増えた。

再資源回収業界において、羊毛工業の興隆のみならず、ボロ弾綿による紡績技術が可能になったことで紡績業におけるボロ需要が高まり、1924（大正 13）年には、ウエスの海外輸出が開始された。また、明治末期から大正初期にかけて製紙工場新增設が行われ、繊維屑の需要拡大という結果になった。さらに、日清戦争の勝利が青島への中古衣料輸出の道を開き、再生資源の市場はますます広がっていったのである。特に、日清・日露戦争で勢いに乗った羊毛工業における製絨業は、ラシャの輸入増加によって一時生産過剰に陥るものの、第一次世界大戦によって大量発注を受けることとなった。モスリン業においても、原料であるトップを輸入から国内製造に切り替えた上、染色加工が機械化されたことにより、大量染色が可能となった。大正時代は、軍需品の輸出増加や再生資源の需要拡大にともない、日本の近代工業の基盤を作り上げた時代であった。しかし、大戦が終わると再び不況が訪れ、1923（大正 12）年に起きた関東大震災は、日本の経済活動は一ヶ月にわたって休止せざるをえない。

(4) 昭和時代

昭和時代の初頭は、1928（昭和 3）年に始まった金融混乱に始まり、5年間続いた不況の後、満州事変によってもたらされた軍需景気によって日本の産業経済は活況にわいた。しかし、1933（昭和 8）年に入ると徐々に戦争の影がさすようになり、政府は1938（昭和 13）年に「国家総動員法」を発令し、「物資統制」を行うなど徐々に市場へと介入していった。「価格停止令」による石炭の統制、製紙・製綿業界への配給禁止など、状況が深刻化していく。

軍事物資増大により政府が再生資源の回収に熱心となり、そのことが再生資源回収業者にとって重要なイメージ転換のきっかけをつくることになった。国家総動員法に基づく物資動員計画にともない商工省は全都道府県に「廃品回収懇話会」を設置した。廃品回収懇話会では、再生資源回収業者が国のために、抑圧され抵抗する立場から一転、国に奉仕する身となった。

2-3-2 官憲による規制

明治時代、景気変動の影響については華やかなニュースが続いた再生資源回収業界であ

る。しかし、業界特質として官憲からの規制を受けることは避けられないことであった。贓物故買や窃盗犯など防犯面からの取締に加え、特に衛生面での規制が明治後期から大正・昭和にかけて次第に強化されていった。長年このような規制を受けてきた業界であったが、1938（昭和 13）年の国家総動員法に基づく「廃品回収懇話会」が結成したことにより、業界の社会的位置付けは一転したのである。ここでは、江戸時代から続く再生資源回収業界に対する規制の変遷と、業界イメージの変化について記述する。

江戸時代、くず紙を用いた紙漉き業の興隆はまもなく規制の対象となり、1723（享保 8 年）年の取締令により古鉄買に鑑札が渡され、さらに質屋、古着屋等に人別帳の提出と組合の設置が命じられた。明治に入るとその規制はいっそう厳しいものとなり、1876（明治 9）年に、警視庁は「古着、古金類商売結社規則」を発令する。これは質屋、古物商（古道具、古銅鉄、古本、古紙、両替屋）などが各管轄内で同業組合を組織する時の規則で、屑物買出人は雑業鑑札と、古着・古道具類を扱う古物商としての古物鑑札、二つの鑑札の所持しなかった。そして、1899（明治 32）年、西日本でペストが発生したことにより同年政府は、防疫対策としてボロと古綿の輸入を禁止。翌年、東京市はネズミの駆除を目的として「汚物掃除法」「下水道法」を公布し、建場業者は大きな影響を与えた。明治時代の業界に対する規制の中でもとりわけ注目したいのは、1903（明治 36）年に東京府が街の衛生・美観を損ねるという理由から、浅草にいる屑物業者に対し、郡部への移転を命じた「屑物取扱場取締規則」（図 2-3-15）である。業者の移転場所は、府下日暮里町、千住元宿、牛田の三ヶ所が指定され、1907（明治 40）年から以後 10 年間に渡り、業者は移転していった。1914（大正 3）年、警視庁は「屑物営業取締規則」を発令し、屑物業者の営業における地域制限、距離制限、設備制限を制定し、さらに未消毒品の販売を禁止した。膨大な資金を要する蒸気消毒設備を持たない建場業者にとって、消毒の義務付けは大打撃であったが、建場業者は、東京市中及び郡部に建設された城南消毒所、城北消毒所、大貫消毒所の所属店舗として便宜上営業を許可された。1917（大正 6）年、警視庁は、1915（大正 4）年と 1917（大正 6）年の日暮里屑物問屋かにおけるペスト発生により、紙屑問屋の市内営業を禁止した。これらの防疫対策を目的とした規制により、日暮里地区のボロ業者が中心となり関東消毒所を設立した。そして、建場業者はこれに属することになり、この消毒所名義で営業を続けることになる。大正天皇崩御直後の 1927（昭和 2）年、防災計画に基づく近代都市作りを実現させるとして、警視庁は日暮里・三河島地区のバタ仕切業者に、荒川放水路以北への退去を命じた。1928（昭和 3）年には、足立区の本木地区に建場百数十件、収集人約 4000 人を収容する一大部落が形成されることになる。1933（昭和 8）年、警視庁が再び発令した「屑物営業取締規則」は、大正 3 年に発令された条例が改訂されたものであった。それは、旧令による消毒所名義の許可条件を改め、個々の建場業者及び屑物取扱業者が、消毒所に消毒を委託することによって許可を与えられることにしたものであった。

このように、特に明治時代から昭和にかけて多くの条例が発令され、再資源回収業者を

苦しめた。しかし、このような形で政府からの圧力は、第二次世界大戦時下にあった国内においては加えられなかった。1937（昭和 12）年に国家総動員法に基づく物資動員計画が発動され、商工省の支持により各都道府県に「廃品回収懇話会」が結成された。これにより、再生資源回収業者は政府に抑圧され対抗する存在でなく、一時的に国に奉仕する身となった。

【参考文献】

- 荒川区民俗調査団 1997『日暮里の民俗』東京都荒川区教育委員会
江波戸昭 1989「第九章第一節 経済の地域的特色」『荒川区史』下巻 東京都荒川区
王子製紙株式会社他 1973『製紙業の 100 年 紙の文化と産業』王子製紙
岡崎の糸屋 2004/01/08 <http://www.mis.ne.jp/~nagata/tokubou.htm>
現代企業研究会 1963『王子製紙』明治書院
東京都資源回収事業協同組合二十年史編纂委員会 1970『東資協二十年史』資源新報社
豊田 薫 1989「第九章第二節一 工業の盛衰」『荒川区史』下巻 東京都荒川区
ナカノ株式会社 2003/10/18 <http://www.nakano-inter.co.jp/>
中野静夫・中野聰恭 1987『ボロのはなしーボロとくらしの物語百年史』リサイクル文化社
成田潔英・下田将美監修 1953『王子製紙社史 第一巻』王子製紙社史編纂所
野中乾・星野朗 1973『バタヤ社会の研究』蒼海出版
百年史編纂委員会 1981a『東京ウエイスト商工業協同組合百年史ー再建三〇周年記念ー上』
東京ウエイスト商工業協同組合
百年史編纂委員会 1981b『東京ウエイスト商工業協同組合百年史ー再建三〇周年記念ー下』
東京ウエイスト商工業協同組合
三矢誠 1981「再生資源卸売業の動向」『経済地理学年報第 27 巻第 1 号』

第Ⅰ部 東京城東・城北地区の地域形成と再生資源業—調査の基本的分析枠組

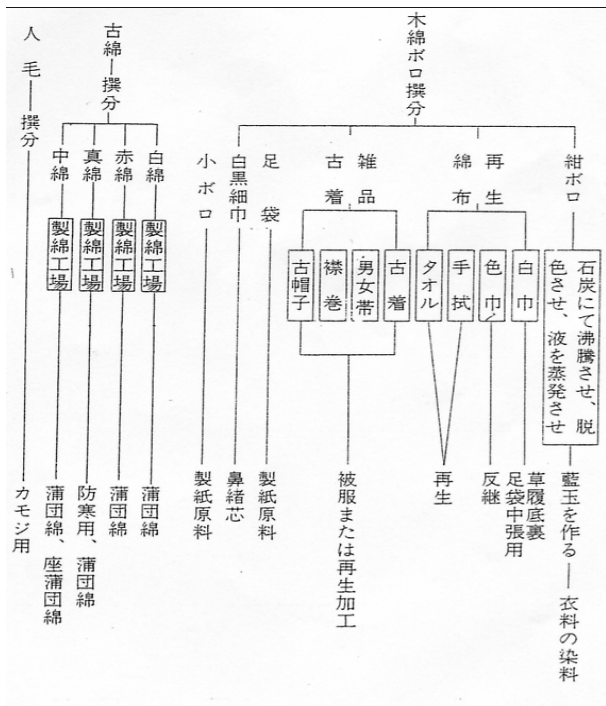


图 2-1-1

明治時代における故繊維の種類と用途 (東京ウエイスト商工業協同組合百年史:26)

第25表 拾い人の前職は何であったか …… ④ 中村氏の調査

①（赤堀氏の調査）

職 種	解答数	職 種	解答数
工 員	27	飲食店勤務	5
人夫・工夫	25	買 屋	3
家内工業	11	ブローカー	2
農 業	8	大 工	2
運輸通信	7	不 定	8
引揚軍人	7	計	129
事 務 員	7		
商 業	16		

㊦ 中村氏の調査

工 員	24人	(足袋屋 帽子屋
日傭人夫	11	八百屋
商 人	25	豆腐屋
農 民	8	花 屋
鋏 夫	6	洗濯屋 など)
事 務 員	5	(トビ
引 揚 者	3	馬力
そ の 他	39	大工 運轉手 左官 目立屋 鉤掛屋)
合 計	121	

⑧ 戦前 昭和15年の場合

職 別	人数	比率	職 別	人数	比率
自由労働者	166	30.10	事務労働者	25	4.52
工場労働者	42	7.60	雇 員	17	3.07
農 漁 民	78	14.03	自 由 業	7	1.28
鉱山労働者	2	0.30	雑 役	10	1.82
職 人	63	11.40	就職した事のない人 及び 不詳なるもの	26	4.72
士 建 職 人	30	5.42			
商 人	63	11.40	合 計	533	100
交通労働者	21	4.34	{ 自由労働者が多く、工場労働者が少ない } ことが一つの特徴といえる		

図 2-1-3 収拾人の前職は何であったか

資源出所：『バタヤ社会の研究』 P133 より引用。

㊤ 戦前 昭和15年の状態 (東京市厚生調査)

北海道・東北	13.5%
関 東	58.1%
その他の地方	28.4%

㊦ 昭和15年の関東の内訳 (東京出身が約半数の点に注意)

茨 城	39人	千 葉	24	神奈川	15
栃 木	29	東 京	155		
群 馬	23	埼 玉	41	合 計	326

図 2-1-4

資料出所：『バタヤ社会の研究』 P135 より引用。



図 2-1-5

資料出所：『バタヤ社会の研究』 P89 より引用。

第 I 部 東京城東・城北地区の地域形成と再生資源業一調査の基本的分析枠組

第12表 部屋の畳数は3畳一間が多い

畳 数	1	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	6	6.5	8	12	計
実 数	独身	1	11	0	20	0	1	0	0	1	0	0	34
	夫婦	0	15	2	60	1	4	9	1	7	1	1	101
	計	1	26	2	80	1	5	9	1	8	1	1	135

(昭和28年赤堀氏調査)

第13表 電灯は一部屋にいくつついているか

電灯数(コ)	0.25	0.5	1	答ナシ	計
部屋数(戸)	9	63	59	4	135
割合(%)	6.6	46.6	43.6	2.3	100

図2-1-6・7

資料出所：『バタヤ社会の研究』P90,91 より引用。

第16表 どこまで出かけるか (赤堀氏の調査)

日本橋 22	神田 10	本郷 9	小石川 2	池袋 7	王子・赤羽 十条 10	板橋 志村 6	大塚 1	川口 3
-----------	----------	---------	----------	---------	-------------------	---------------	---------	---------

北千住 15	向島 6	上野 3	三河島 4	浅草 2	尾久 2	田端 日暮里 2	本所 1	亀有 1
-----------	---------	---------	----------	---------	---------	----------------	---------	---------

堀切 小岩 1	目黒 五反田 3	新宿 2	品川 2	目黒 2	中野 2	高田 馬場 1	渋谷 1	芝 1
---------------	----------------	---------	---------	---------	---------	---------------	---------	--------

市川 1	船橋 1	不定 7	無答 3	計(人) 131
---------	---------	---------	---------	-------------

(その他日雇人夫に2人、仕切場に2人でている)

図2-1-8

第Ⅰ部 東京城東・城北地区の地域形成と再生資源業一調査の基本的分析枠組

資料出所：『バタヤ社会の研究』P101より引用。

第17表 どこまで出かけるか（中村氏の調査）

日本橋 20	神田 8	本郷 7	京橋 1	水道橋 1	飯田橋 1	芝田村町 1	銀座 1	神明町 1
-----------	---------	---------	---------	----------	----------	-----------	---------	----------

神楽坂 1	動坂 1	小石川 1	池袋 7	赤羽 6	王子 5	板橋 5	川口 2	十条 2
----------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

下十条 1	志村 1	大塚 1	巣鴨 1	上板橋 1	成増 1	埼玉 1	千住 10	向島 6
----------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	----------	---------

北千住 4	三河島 4	上野 3	浅草 2	日暮里 2	亀有 1	西新井 1	田端 1	渋谷 1
----------	----------	---------	---------	----------	---------	----------	---------	---------

梅島 1	尾久 1	南千住 1	五反田 3	早稲田 2	品川 2	中野 2	目黒 1	高田馬場 1	船橋 1	市川 1
---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	-----------	---------	---------

（地名の下は数字は解答者数）

図2-1-9

資料出所：『バタヤ社会の研究』P102より引用。

第18表 拾い屋の日収 ① 赤堀氏の調査（生活扶助受否者別） 昭和28年8月現在

日収金額 (円)	50	80	110	120	130	150	200	230	240	250	280	300	350	400	500	700	1,000	計
生活扶助 受	0	1	1	0	1	3	10	1	1	3	1	4	0	0	0	2	0	28
否	1	1	3	1	1	14	22	4	0	16	2	18	3	11	2	0	1	100
計	1	2	4	1	2	17	32	5	1	19	3	22	3	11	2	2	1	128

（平均253円）

② 中村氏の調査

円	50	80	100	120	130	150	200	230	243	250	270	280	300	320	350	400	500	700	1,000
人数	1	2	4	1	1	16	35	5	1	20	1	1	20	1	5	11	3	1	1

図 2-1-10

資料出所：『バタヤ社会の研究』 P106 より引用。

第19表 昭和15年における拾い屋の月収

収 入	5 円以下	5 ～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45 以上
実 数	3	21	92	183	124	30	43	15	19	1
%	0.9	3.7	16.4	32.6	22.1	4.2	7.7	2.7	3.4	0.3

不 明	計
30	561
4.2	100

図 2-1-11

資料出所：『バタヤ社会の研究』 P108 より引用。

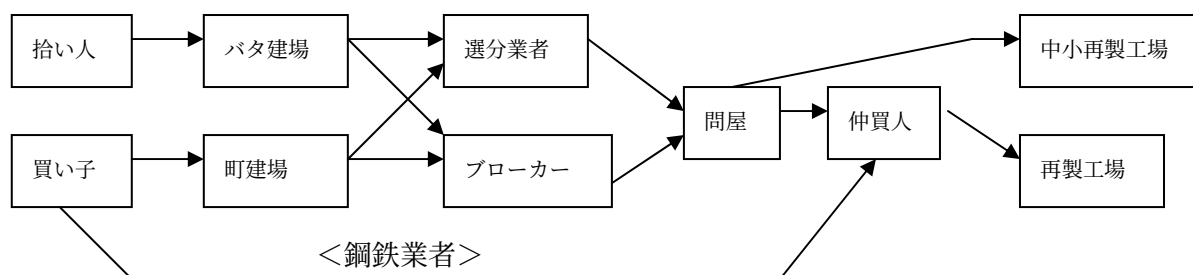


図 2-2-12 収拾人・買出人～再製工場にかけての流通経路

資料出所：『バタヤ社会の研究』 P79 より引用。

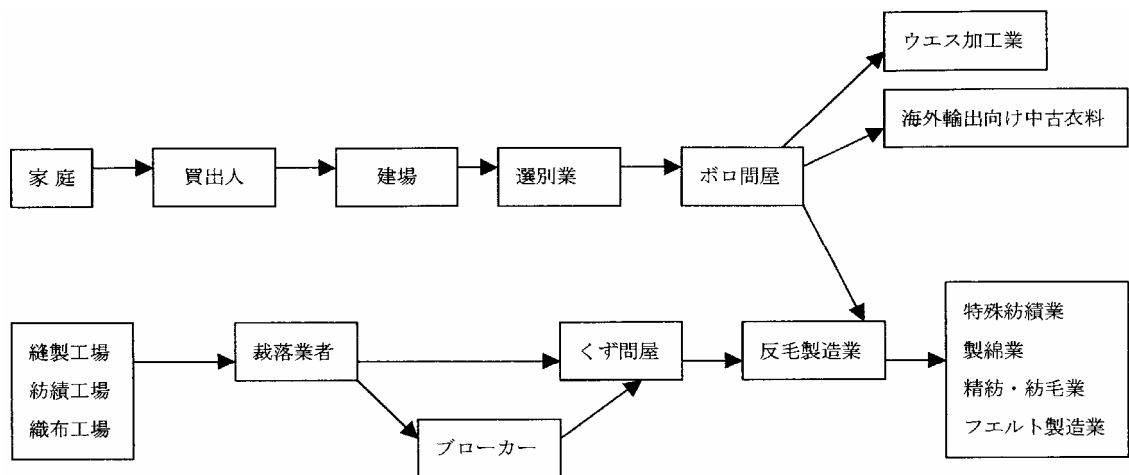


図 2－2－1 3 古布における家庭～再製工場にかけての流通経路

第 I 部 東京城東・城北地区の地域形成と再生資源業一調査の基本的分析枠組

第十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ 第二十條 市部及市部接縁ノ都市街地ニ於ケル現在ノ紙屑、綿屑、襪縫其ノ他屑物類ノ貯蔵、選分、乾燥、荷造等ヲ為ス場所ヲ謂フ 第二條 屑物取扱場ハ東京市外人家橋ノ地ニシテ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第三條 屑物類ノ取扱ヲ業ト為ス者ハ屑物置場ヲ設ケ假ニ屑物類ヲ貯蔵スルコトヲ得、前項假貯蔵ノ屑物類ハ速ニ屑物取扱場ニ移スヘシ 第四條 屑物置場ハ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第五條 屑物取扱場並屑物置場ヲ建設セムスル者ハ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ）ヲ記シ左ノ事項（屑物置場ニ在リテハ第五号ヲ除ク）ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ其ノ改築、増築變更、修繕セムスルトキ亦同シ 一 建設地名、番号 二 建設物ノ構造仕様書及図面 三 四隣ノ距離及略図	第十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ 第二十條 市部及市部接縁ノ都市街地ニ於ケル現在ノ紙屑、綿屑、襪縫其ノ他屑物類ノ貯蔵、選分、乾燥、荷造等ヲ為ス場所ヲ謂フ 第二條 屑物取扱場ハ東京市外人家橋ノ地ニシテ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第三條 屑物類ノ取扱ヲ業ト為ス者ハ屑物置場ヲ設ケ假ニ屑物類ヲ貯蔵スルコトヲ得、前項假貯蔵ノ屑物類ハ速ニ屑物取扱場ニ移スヘシ 第四條 屑物置場ハ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第五條 屑物取扱場並屑物置場ヲ建設セムスル者ハ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ）ヲ記シ左ノ事項（屑物置場ニ在リテハ第五号ヲ除ク）ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ其ノ改築、増築變更、修繕セムスルトキ亦同シ 一 建設地名、番号 二 建設物ノ構造仕様書及図面 三 四隣ノ距離及略図	第十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ 第二十條 市部及市部接縁ノ都市街地ニ於ケル現在ノ紙屑、綿屑、襪縫其ノ他屑物類ノ貯蔵、選分、乾燥、荷造等ヲ為ス場所ヲ謂フ 第二條 屑物取扱場ハ東京市外人家橋ノ地ニシテ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第三條 屑物類ノ取扱ヲ業ト為ス者ハ屑物置場ヲ設ケ假ニ屑物類ヲ貯蔵スルコトヲ得、前項假貯蔵ノ屑物類ハ速ニ屑物取扱場ニ移スヘシ 第四條 屑物置場ハ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第五條 屑物取扱場並屑物置場ヲ建設セムスル者ハ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ）ヲ記シ左ノ事項（屑物置場ニ在リテハ第五号ヲ除ク）ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ其ノ改築、増築變更、修繕セムスルトキ亦同シ 一 建設地名、番号 二 建設物ノ構造仕様書及図面 三 四隣ノ距離及略図	第十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ 第二十條 市部及市部接縁ノ都市街地ニ於ケル現在ノ紙屑、綿屑、襪縫其ノ他屑物類ノ貯蔵、選分、乾燥、荷造等ヲ為ス場所ヲ謂フ 第二條 屑物取扱場ハ東京市外人家橋ノ地ニシテ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第三條 屑物類ノ取扱ヲ業ト為ス者ハ屑物置場ヲ設ケ假ニ屑物類ヲ貯蔵スルコトヲ得、前項假貯蔵ノ屑物類ハ速ニ屑物取扱場ニ移スヘシ 第四條 屑物置場ハ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第五條 屑物取扱場並屑物置場ヲ建設セムスル者ハ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ）ヲ記シ左ノ事項（屑物置場ニ在リテハ第五号ヲ除ク）ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ其ノ改築、増築變更、修繕セムスルトキ亦同シ 一 建設地名、番号 二 建設物ノ構造仕様書及図面 三 四隣ノ距離及略図	第十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ 第二十條 市部及市部接縁ノ都市街地ニ於ケル現在ノ紙屑、綿屑、襪縫其ノ他屑物類ノ貯蔵、選分、乾燥、荷造等ヲ為ス場所ヲ謂フ 第二條 屑物取扱場ハ東京市外人家橋ノ地ニシテ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第三條 屑物類ノ取扱ヲ業ト為ス者ハ屑物置場ヲ設ケ假ニ屑物類ヲ貯蔵スルコトヲ得、前項假貯蔵ノ屑物類ハ速ニ屑物取扱場ニ移スヘシ 第四條 屑物置場ハ道路ニ沿ハサル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ許サス 第五條 屑物取扱場並屑物置場ヲ建設セムスル者ハ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ）ヲ記シ左ノ事項（屑物置場ニ在リテハ第五号ヲ除ク）ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ其ノ改築、増築變更、修繕セムスルトキ亦同シ 一 建設地名、番号 二 建設物ノ構造仕様書及図面 三 四隣ノ距離及略図
--	--	--	--	--

図 2-2-14

屑物取扱場取締規則（東京ウエイスト商協同組合百年史：50）